

市有財産売払いの媒介に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市有財産売払いの促進を図るため、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づき免許を受けている宅地建物取引業者による媒介を活用して、市有財産を売払いする事に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(市有財産売払いの媒介)

第2条 この要領において「市有財産売払いの媒介（以下「媒介」という。）」とは、宅地建物取引業者を統括する団体に属する宅地建物取引業者（以下「媒介業者」という。）が、市に対し市有財産の購入希望者（以下「顧客」という。）を紹介することをいう。ただし、この場合の顧客とは、上記媒介業者以外の者をいう。

(媒介依頼物件の選定)

第3条 市は、媒介の必要性を十分勘案のうえ、原則、公募先着順に登載された物件の中から、媒介を依頼する物件を選定する。

(協定の締結)

第4条 市は、前条に規定する物件の媒介を媒介業者に依頼するため、宅地建物取引業者を統括する団体（以下「協定締結団体」という。）と市有財産売払いの媒介に関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

(媒介の依頼および中止)

第5条 市は、媒介を依頼するときは、市有財産売払いの媒介依頼書（様式1）により協定締結団体に通知するものとする。

2 市は、前項で通知した市有財産について、媒介依頼を中止する必要があると判断したときは、市有財産売払いの媒介中止通知書（様式2）により、協定締結団体に通知するものとする。

3 協定締結団体は、前2項に規定する通知を受けたときは、会員である媒介業者にその旨周知するものとする。

(媒介の開始)

第6条 媒介業者は、前条第1項に基づく通知を受けた日以降に媒介を開始することができるものとする。

(媒介契約の締結)

第7条 媒介業者は、顧客からの購入希望により、媒介を行うときは、市有財産売払いの媒介申請書（様式3）を提出のうえ、市と市有財産売払いの媒介に関する契約（以下「媒介契約」という。）を締結するものとする。

2 媒介契約の契約期間は、契約締結日から3ヵ月を超えないものとし、その末日は当該年度末日を超えないものとする。

(業務の処理)

第8条 媒介業務の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 媒介業者は、媒介契約締結後、遅滞なく、顧客に市有財産売払申請書（様式4）を交付し、必要事項を記載させ、添付書類を添えて、市に提出するものとする。

(2) 市は、前号に規定する市有財産売払申請書の届出があったときは、顧客に対し当該物件に関する説明を行うものとする。

(3) 媒介業者は、市および顧客の双方に対し、市有財産売買契約締結事務の補助を行うものとする。

(4) 媒介は、市と顧客との間で市有財産売買契約が締結され、顧客から市に売買代金が完納されたときをもって業務を終了するものとし、市は媒介業者へ市有財産売払いの媒介終了通知書（様式5）により媒介終了の通知をするものとする。

（売払申請の取下げ）

第9条 媒介業者は、市有財産売払申請書を提出した後、その申請を取り下げるときは、市有財産売払いの媒介申請取下書（様式6）および顧客に記載させた市有財産売払申請取下書（様式7）を市に提出するものとする。

（媒介報酬の額および支払い）

第10条 市有財産売払いの媒介に係る報酬（以下「媒介報酬」という。）の額は、売払価格（消費税及び地方消費税の額を含まないものとする。）を別表区分欄に掲げる額に区分して、それぞれの額に同表割合欄に掲げる割合を乗じて得た額を合計した額（千円未満の端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の規定により算出した媒介報酬の額には、消費税及び地方消費税の額が含まれるものとする。

3 媒介業者は、第8条第1項第4号に規定する通知を受けたときは、市に対し所定の請求書により、媒介報酬を請求するものとする。

4 市は、前項に規定する請求を受けた日から30日以内に、媒介業者へ媒介報酬を支払うものとする。

5 媒介業者は、顧客に対し、媒介に係る一切の報酬を請求できないものとする。

（補足）

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成29年3月3日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表

区 分	割 合
5,000万円以下	1,000分の30
5,000万円超1億円以下	1,000分の25
1億円超	1,000分の20

様式 1

函 財 管
年 月 日

様

函館市長

市有財産売払いの媒介依頼書

年 月 日付け市有財産売払いの媒介に関する協定書第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記市有財産売払いの媒介について依頼いたします。

記

1 媒介を依頼する市有財産

番号	区分	所在地番	地目 家屋番号	地積(m ²)	売払価格(円)
	土地・建物				
	土地・建物				

2 媒介依頼期限

年 月 日～ 年 月 日

3 物件資料等

売却条件の確認、物件資料等の入手（ダウンロード）等については、函館市のホームページ（市有財産売払い媒介制度のご案内）よりお願いします。

(URL <http://www.>)

様式 2

函 財 管
年 月 日

様

函館市長

市有財産売払いの媒介中止通知書

年 月 日付け函財管で市有財産売払いの媒介を依頼した下記の市有財産について、媒介の依頼を中止しますので、市有財産売払いの媒介に関する協定書第 4 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

1 媒介の依頼を中止する市有財産

番号	区分	所在地番	地目 家屋番号	地積(m ²)	売払価格(円)
	土地・建物				
	土地・建物				

2 中止する理由等

様式 3

年 月 日

函 館 市 長 様

媒介業者（所属団体名）
（所在地）
（商号または名称）
（代表者の氏名）

市有財産売払いの媒介申請書

下記のとおり，市有財産売払いの媒介に関する協定書第6条第1項の規定に基づき，市有財産売払いの媒介を申請します。

記

1 媒介を申請する市有財産

番号	区分	所在地番	地目 家屋番号	地積(m ²)	売払価格(円)
	土地・建物				

2 市有財産の購入希望者

住 所	〒 ー
氏 名	

添付書類 宅地建物取引業者免許証（写）

様式 4

年 月 日

函 館 市 長 様

住所
申請者
氏名

市有財産売払申請書

下記の市有財産を市有財産売払いの媒介により、売払いして下さるよう申請
します。

記

1. 市有財産の表示

番号	区分	所在地番	地目 家屋番号	地積(m ²)	売払価格(円)
	土地・建物				

2. 売払代金の支払い方法

市の発行する納入通知書で市の指定する日までに納入する。

3. 添付書類

- (1) 住民票（法人の場合は登記事項全部証明書）
- (2) 印鑑登録証明書

様式 5

函 財 管
年 月 日

様

函館市長

市有財産売払いの媒介終了通知書

年 月 日付けで締結した下記市有財産売払いの媒介に関する契約について、売買代金の納入を確認しましたので、契約書第4条第4項の規定に基づき市有財産売払いの媒介終了を通知します。

なお、契約書第7条第3項の規定に基づき、速やかに函館市に対し、媒介報酬の請求を行ってください。

記

番号	区分	所在地番	地目 家屋番号	地積(m ²)	売払価格(円)
	土地・建物				

様式 6

年 月 日

函 館 市 長 様

媒介業者（所属団体名）
（所在地）
（商号または名称）
（代表者の氏名）

市有財産売払いの媒介申請取下書

年 月 日付けで申請した下記市有財産売払いの媒介について、契約書第5条に基づき当該申請を取り下げいたします。

記

1 媒介を申請した市有財産

番号	区分	所在地番	地目 家屋番号	地積(㎡)	売払価格(円)
	土地・建物				

2 取り下げ理由

様式 7

年 月 日

函 館 市 長 様

住所
申請者
氏名

市有財産売払申請取下書

年 月 日付けで下記市有財産の売払いを申請しましたが、当該申請を取り下げいたします。

記

1 売払いを申請した市有財産

番号	区分	所在地番	地目 家屋番号	地積(m ²)	売払価格(円)
	土地・建物				

2 取り下げ理由